

特記仕様書
1-5
施工地域区分
頁 1

誤

1. 工事概要

1-1 工事名 首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～坂東IC間舗装工事

1-2 路線名 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道

1-3 工事箇所

首都圏中央連絡自動車道

(自) 埼玉県久喜市菖蒲町 [白岡菖蒲IC (STA.241+74.50)]

(至) 茨城県常総市三坂町 [常総IC (STA.266+28.57)]

東北縦貫自動車道 弘前線

(自) 埼玉県 久喜市 江面 [久喜IC (STA.146+00.00)]

(至) 埼玉県久喜市下早見 [久喜白岡JCT (STA.241+38.60)]

1-4 工事延長

総延長 約 42,000m

施工延長 約 11,700m

土工延長 約 7,900m

橋梁延長 約 3,800m

1-5 施工地域区分

- ・ 2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上に該当する車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合を含む）
- ・ 市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

正

1. 工事概要

1-1 工事名 首都圏中央連絡自動車道 久喜白岡JCT～坂東IC間舗装工事

1-2 路線名 一般国道468号 首都圏中央連絡自動車道

1-3 工事箇所

首都圏中央連絡自動車道

(自) 埼玉県久喜市菖蒲町 [白岡菖蒲IC (STA.241+74.50)]

(至) 茨城県常総市三坂町 [常総IC (STA.266+28.57)]

東北縦貫自動車道 弘前線

(自) 埼玉県 久喜市 江面 [久喜IC (STA.146+00.00)]

(至) 埼玉県久喜市下早見 [久喜白岡JCT (STA.241+38.60)]

1-4 工事延長

総延長 約 42,000m

施工延長 約 11,700m

土工延長 約 7,900m

橋梁延長 約 3,800m

1-5 施工地域区分

- ・ 2車線以上（片側1車線以上）かつ断面交通量が5,000台/日以上にの車道において車線変更を促す規制を行う場合の工事（常時全面通行止めの場合含まない）
- ・ 市街地部（DID地区及びこれに準ずる地区）が施工場所に含まれない工事

特記仕様書
25-13
路面標示消去
工
頁 44

誤

25-13 路面標示消去工
25-13-1 定義
路面標示消去工とは、既設路面標示の消去を行うことをいう。
25-13-2 種別
路面標示消去工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面標示消去工 路面標示消去 A	既設路面標示の側線 (W=15cm) をウォータージェット式により消去するもの
路面標示消去工 路面標示消去 B	既設路面標示の側線 (W=20cm) をウォータージェット式により消去するもの。
路面標示消去工 路面標示消去 C	既設路面標示の矢印及び導流レーンマークをウォータージェット式により消去するもの。
路面標示消去工 仮路面標示消去	仮路面標示の側線をウォータージェット式により消去するもの。

25-13-3 施工
1) 路面標示消去工の施工にあたっては、既設の路面標示材が残らないよう、適切に消去するものとする。
2) ウォータージェット工法による回収 (汚濁) 水は、沈殿槽に貯水し排水地においてその水質は各関係自治体の基準に適合しなければならない。また、回収 (汚濁) 水から分離した汚泥については廃棄物処理及び清掃に関する法律やその他の法令に定めるところに従い、適切に処理しなければならない。
3) ウォータージェット工法にて発生する回収 (汚濁) 水、汚泥、コンクリート塊の処分に要

正

25-13 路面標示消去工
25-13-1 定義
路面標示消去工とは、既設路面標示の消去を行うことをいう。
25-13-2 種別
路面標示消去工の種別は、下表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
路面標示消去工 路面標示消去 A	既設路面標示 (溶融型) の側線 (W=15cm) をウォータージェット式により消去するもの
路面標示消去工 路面標示消去 B	既設路面標示 (リップ+ライン 溶融一体型) の側線 (W=20cm) をウォータージェット式により消去するもの。
路面標示消去工 路面標示消去 C	既設路面標示 (溶融型) の矢印及び導流レーンマークをウォータージェット式により消去するもの。
路面標示消去工 仮路面標示消去	仮路面標示 (トラフィックペイント常温式) の側線をウォータージェット式により消去するもの。

25-13-3 施工
1) 路面標示消去工の施工にあたっては、既設の路面標示材が残らないよう、適切に消去するものとする。
2) ウォータージェット工法による回収 (汚濁) 水は、沈殿槽に貯水し排水地においてその水質は各関係自治体の基準に適合しなければならない。また、回収 (汚濁) 水から分離した汚泥については廃棄物処理及び清掃に関する法律やその他の法令に定めるところに従い、適切に処理しなければならない。
3) ウォータージェット工法にて発生する回収 (汚濁) 水、汚泥、コンクリート塊の処分に要